

求人情報の発信支援補助金交付要綱

制定：令和4年4月19日付け雇第103号

(通則)

第1条 県の交付する求人情報の発信支援補助金については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）（以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 知事は、新規学卒者の定期的な採用を計画するものの、求人情報の発信に課題があり、計画どおりに採用できていない中小企業等が、就職情報サイトを活用して全国の学生に対する求人情報の発信に取り組む場合に、当該企業に対してその経費の一部を補助することにより、中小企業等の採用力向上を図り、若年者の県内就職を促進する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 中小企業等

県内に事務所又は事業所を有する企業で、資本金の額もしくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とするものについては5,000万円、卸売業を主たる事業とするものについては1億円）を超えないもの又は常時雇用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とするものについては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とするものについては100人）を常態として超えない企業をいう。

業種	次のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

※ 資本金を持たない事業者（医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人など）は、常時雇用する従業員の数が300人以下であること。

※ 常時雇用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく、予め解雇の予告を必要とする者をいう。

(2) みなし大企業

下記アからウのいずれかに該当する企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法第2条第1項各号に定める中小企業者の範囲を超えるものをいう。)が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(3) 大学等

大学、短期大学及び専修学校等の高等教育機関をいう。

(4) 有料の就職情報サイト

企業の新規学卒者向けの求人に関する情報を有料で掲載し、企業へのエントリー機能を持つなど、学生の就職活動を支援するWEBサイトをいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、次に掲げる要件を満たす中小企業等とする。ただし、みなし大企業を除く。

(1) 別に島根県が実施する企業の採用活動支援業務を活用して、専門家から採用に関する課題として、求人情報の発信についての助言を受けていること。

(2) 2024年に1人以上、新たに大学等卒業予定者を県内の事務所又は事業所に採用する計画があること。

(3) 2023年、2022年及び2021年卒業予定者向けの有料の就職情報サイトに求人に関する情報を掲載したことがないこと。

(4) 島根県税の未納がないこと。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。

(7) 当該事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

(対象事業及び交付額等)

第5条 補助金の対象となる事業は、2024年に大学等を卒業する学生向けの有料の就職情報サイトに、令和5年3月1日を含む期間に求人に関する情報を掲載し、全国の学生に対して求人情報を発信する事業とし、補助金の対象となる経費は別

表のとおりとする。

- 2 補助対象経費は、交付決定日以後に有料の就職情報サイト運営会社と契約し、事業完了の日までに支払額が確定しているものを対象とする。
- 3 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- 4 補助金の交付額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内（交付額の算定に当たり千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、交付上限額は、30万円とする。
- 5 補助対象事業の内容やその効果は、県が公表する。

（他の補助金との併用）

第6条 国、市町村等他の補助金等の制度を併用する場合は、補助金の交付額を調整することがある。また、県の他の補助金等制度との併用はできない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条の申請書の提出があった場合には、本要綱に基づく書面審査により補助事業の適切性と事業計画の実現性について総合的に勘案し適当と認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定の上、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業の内容及び経費の変更）

第9条 補助事業者は、対象経費及び補助金の額の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更する金額が20%以内の減額である場合、若しくは補助事業の達成に支障をきたすことのない細部を変更する場合は、この限りではない。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ中止・廃止承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（概算払い）

第11条 知事が必要と認めたときは概算払いをすることができる。

- 2 概算払いに必要な書類は、概算払請求書（様式第5号）とする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和5年3月15日までに事業実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条に基づく承認をした場合には、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合するか確認するための履行検査を実施するものとする。

2 知事は、前項の規定による履行検査の結果及び前条の実績報告の内容を確認したうえで交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理について証拠書類を整理し、かつ、この書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付の決定の取消及び返還)

第15条 知事は、交付の決定をした事業について、補助事業者が本要綱で定められた事項に反したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、補助事業者の責めに帰さない事由による場合等やむを得ない場合はこの限りではない。

(事業実施効果の報告)

第16条 補助事業者は、補助事業実施年度以降も県が実施する事後調査や本補助金の効果を周知するための報告会等へ協力するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

別表（第5条関係）

科目	補助対象経費
広報費	有料の就職情報サイト掲載料。ただし、2024年に大学等を卒業する学生向けに求人情報を掲載するものに限る（2024年に大学等を卒業する学生向けの求人情報を掲載することを含む契約であれば、広報活動解禁前のインターンシップなどの、求人に関する情報を掲載するプランに係る経費も対象とする。）。

年 月 日

島根県知事 様

所在地：
法人名：
代表者名：
電話番号：
担当者部署・氏名：

求人情報の発信支援補助金交付申請書

求人情報の発信支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の内容 別紙1 事業計画書のとおり
2. 補助金交付申請額 金 円
3. 補助事業の経費配分、内訳 別紙1 事業計画書のとおり
4. 補助事業完了予定期日 令和 年 月 日

添付書類

別紙3のとおり

事業計画書

1. 企業の採用活動支援により洗い出された課題及び助言内容

2. 有料の就職情報サイトを利用した求人情報の発信の計画

(1) 掲載する有料の就職情報サイト及び選択した理由

※ 選択した理由には、全国の学生に効果的に求人情報を届けることができると判断した客観的な根拠等を記載すること。

(2) 契約予定内容

(3) 見込まれる効果

3. 2024年採用計画

(単位：人)

学歴	大学院卒	大学卒	短大卒	高専卒	計
人数					

4. 採用実績

(単位：人)

学歴	大学院卒		大学卒		短大卒		高専卒		計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
2023年卒										
2022年卒										
2021年卒										

※ 2023年卒については、実績見込みを記載すること。

5. 補助対象経費内訳（見込）

(単位：円)

経費内訳 積算明細	事業に要する 経費 (消費税込み)	補助対象経費 (消費税抜き)	補助申請額 (補助対象経費 ×1/2)	備考

※ 補助申請額は千円未満切り捨てとすること。

※ 記入欄が不足する場合は、追加して記載すること。

6. 担当者連絡先

法人名			
部署			
氏名		電話番号	
E-mail			

年 月 日

島根県知事 様

法人名：
代表者名：

誓約書

求人情報の発信支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の交付申請をするにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 2023年、2022年及び2021年卒業予定者向けの有料の就職情報サイトに求人に関する情報を掲載したことがないこと。
- 2 島根県税の未納がないこと。
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。
また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。
- 5 当該事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- 6 当補助金の対象経費を対象とする国、地方自治体、独立行政法人等の他の公的補助金と重複して申請していないこと。

様式第1号（別紙3）

交付申請書提出書類一覧表

書類名		留意点等
1	交付申請書	様式第1号
2	事業計画書	様式第1号（別紙1）
3	誓約書	様式第1号（別紙2）
4	対象経費の見積書等	
5	履歴事項全部証明書	申請日前3カ月以内に法務局で発行された原本又は写し
6	島根県税の納税証明書	申請日前3カ月以内に発行された原本又は写し
7	企業概要	パンフレット等でも可
8	現行の採用活動に係るパンフレット、チラシ、各種資料	
9	口座振替申出書	すでに登録済みの場合は不要
10	その他知事が認める資料	

様式第2号（第8条関係）

指令雇第 号

住所
法人名
代表者役職・氏名 様

年 月 日付けで申請のあった求人情報の発信支援補助金については、補助金交付規則（昭和32年島根県規則32号）第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

島根県知事

記

1. 交付金額 金 円

2. 交付条件

(1)

(2)

年 月 日

島根県知事 様

所在地：
法人名：
代表者名：
電話番号：
担当者部署・氏名：

求人情報の発信支援補助金変更承認申請書

年 月 日付け指令雇第 号をもって交付決定通知のあった標記補助事業について、下記のとおり変更したいので、求人情報の発信支援補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

（様式第1号及び別紙1に準じて記載し、経費の変更の場合は、比較対照できるように変更部分を段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。）

年 月 日

島根県知事 様

所在地：
法人名：
代表者名：
電話番号：
担当者部署・氏名：

求人情報の発信支援補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け指令雇第 号をもって交付決定通知のあった標記補助事業について下記の理由により中止（廃止）したいので、求人情報の発信支援補助金交付要綱第10条の規定により承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）する事業名

2. 理由

3. 中止の期間（廃止の時期）

年 月 日

島根県知事 様

所在地：
法人名：
代表者名：
電話番号：
担当者部署・氏名：

求人情報の発信支援補助金概算払請求書

年 月 日付け指令雇第 号をもって交付決定通知のあった標記補助金について、求人情報の発信支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり概算払請求します。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1. 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2. 既概算払額 | 金 | 円 |
| 3. 今回概算払請求額 | 金 | 円 |
| 4. 算出根拠 | | |

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

島根県知事 様

所在地：
法人名：
代表者名：
電話番号：
担当者部署・氏名：

求人情報の発信支援補助金に係る実績報告書

年 月 日付け指令雇第 号をもって交付決定通知のあった標記補助事業について、求人情報の発信支援補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1. 補助金実績額 金 円

2. 事業実施状況 別紙1 事業実績報告書のとおり

3. 補助事業完了日 年 月 日

添付書類
別紙2のとおり

事業実績報告書

1. 有料の就職情報サイトとの契約内容

(1) 契約年月日

(2) 契約内容

2. 求人に関する情報の発信状況

(1) 3月1日以降の求人情報の発信

(2) その他の契約内容に係る実績

3. 補助対象経費内訳

(単位：円)

経費内訳 積算明細	事業に要した 経費 (消費税込み)	補助対象経費 (消費税抜き)	補助申請額 (補助対象経費 ×1/2)	備考

※ 補助申請額は千円未満切り捨てとすること。

※ 記入欄が不足する場合は、追加して記載すること。

様式第6号（別紙2）

実績報告書提出書類一覧表

書類名		留意点等
1	実績報告書	様式第6号
2	事業実績報告書	様式第6号（別紙1）
3	対象経費を支払ったことを証する資料の写し	該当の通帳のページやインターネットバンキング画面等の写し
4	対象経費に係る領収書の写し	
5	有料の就職情報サイトに掲載した画面の写し	
6	その他知事が認める資料	

様式第7号（第13条関係）

指令雇第 号

住所
法人名
代表者役職・氏名 様

年 月 日付け指令雇第 号で交付決定した、求人情報の発信支援補助金については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則32号）第11条の規定に基づき、下記のとおり確定します。

年 月 日

島根県知事

記

確定額： 金 円